

環 評 審 第 34 号  
平成17年11月10日

沖縄県知事  
稲 嶺 惠 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会 長 津 嘉 山 正 光

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）  
環境影響評価書の審査について（答申）

平成17年10月28日付け沖縄県諮問文第11号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

ホワイト・ビーチ地区艦船し尿処理施設建設事業（仮称）環境影響評価書について

- 1 緑化計画の実施に当たっては、実施前に専門家の意見を聴取して実施させること。
- 2 オカヤドカリ類の移動先については、調査結果による確認場所において季節変動が見られることから、工事の実施時期を勧案させ、必要に応じて内陸側の生息域にも移動させること。
- 3 事後調査について
  - (1) 悪臭の調査時期については、悪臭による影響が風向・風速等の気象状況によって大きく異なることを勧案させ、気象の現地調査及び文献調査の結果等を解析し、影響が最大となる時期についても実施させること。
  - (2) 陸域動植物及び生態系について
    - ア 陸域植物の調査時期については、工事中、施設供用後において2季（春季、秋季）実施させること。
    - イ 供用後1回のみと限定している調査期間については、生育及び生息環境への影響を長期的な視点で把握する必要があることから、事後調査の結果により判断させること。
  - (3) 海域動植物及び生態系について
    - ア 事後調査結果は、調査結果及び予測結果との比較を行うことが重要であることから、海域動植物の工事中の調査地点で設定されている3地点の内、1地点は調査地点30（環境影響評価時の調査地点番号）と整合を図らせること。
    - イ 供用後3年間程度としている調査期間については、生育及び生息環境への影響を長期的な視点で把握する必要があることから、事後調査の結果により判断させること。
  - (4) 事後調査報告書の取りまとめの際は、最新の知見（改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物 - 動物編 - 等）に基づき調査結果を解析・整理させるとともに、新たな貴重種の生育・生息が確認された場合は、必要に応じ環境保全措置を実施させること。